

精華町立川西小学校「みんなのかわにし応援団」会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「精華町立川西小学校みんなのかわにし応援団」（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、

1. 子ども達の健やかな成長と教育活動の充実
2. そのために家庭・学校・地域が協力し合う学びの環境づくり
3. 多様な家庭のライフスタイル・働き方を尊重し、無理のない参加を保障する活動を目的とする。

(基本原則)

第3条 本会は次の原則に基づいて活動する。

1. 子ども達の健やかな成長に資する活動を行う。
2. 総会や会議等は原則、書面（基本、オンライン）で行い、電子決議を認める。
3. 情報公開と透明性を重視する。

第2章 会員

(会員)

第4条 本会は、本校に在籍する児童の保護者および本校教職員をもって構成する。

(加入・退会)

第5条 （子ども達の教育の平等性を担保する視点から）会員は原則加入するものとする。退会は原則しないものとする。

第3章 役員及び組織

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 会計 2名（1名は川西小学校 教頭とする）
4. 監査 2名（前年度の副会長とする）
5. 事務局 1名（川西小学校 教務主任とする）

ただし、役員の数基本の数であり、その年度の役員によって前後しても構わない。

(役員を選出)

第7条 役員は会員の中から公募制（立候補）で選出し、総会で承認する。公募がない場合、学校運営協議会委員から役員として選出する。

(任期)

第8条 役員は任期は1年度とし、再任を妨げない。

(役員会)

第9条 会務の執行に当たって、必要な場合は役員会を開催する。

(連携)

第10条 本会は相楽地方及び京都府のPTA団体には属さない。

第4章 会議

(総会)

第11条 総会は毎年度1回、書面（さくら連絡網）で開催する。ただし必要に応じて臨時総会を開くことができる。

(決議)

第12条 総会および役員会等は、書面・さくら連絡網の他、オンラインツール等による議決を有効とする。

第5章 会計

(会費)

第13条 本会の経費は会費、その他の収益（利子等）をもって充てる。会費は1月に1家庭200円とし、年間10ヶ月徴収する。

(会計年度)

第14条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日終わる。

(会費の使途)

第15条 会費の使途は以下のとおりとする。

1. 子どもたちの安全な生活に関する事
2. 入学や卒業の記念品等に関する事
3. 学校の環境・整備に関する事
4. 子どもたちの成長に期する道具・教具に関わるもの
5. 子どもたちの成長に向けての会員の研修に関する事
6. 役員活動に関する経費

(決算・監査)

第16条 会計は年度末に決算を作成し、監査の確認を経て、翌年の総会で報告する。

第6章 個人情報の保護

第17条 本会は会員及び児童の個人情報を適切に管理し、目的外使用を行わない。

第7章 附則

(施行)

第18条 本会則は令和8年4月1日より施行する。

(改正)

第19条 本会則の改定は原則、総会において承認（過半数以上の同意）されたときに成立する。急を要する場合は、オンラインツール等を用いた議決も有効とする。